



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示・2件（医療政策課）…………… 1
- 救急病院の申出の撤回・2件（医療政策課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2

公 告

- 地籍調査の成果の認証（県土・跡地利用対策課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 5

人事委員会事項

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

告 示

沖縄県告示第405号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
浦添総合病院	浦添市前田一丁目56番1号	社会医療法人仁愛会	令和5年12月1日	令和8年11月30日

沖縄県告示第406号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
那覇ゆい病院	那覇市古島1丁目22番地の1	医療法人はごろも会	令和5年12月1日	令和8年11月30日

沖縄県告示第407号

次の病院の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	申出の撤回年月日
浦添総合病院	浦添市伊祖四丁目16番1号	社会医療法人仁愛会	令和5年11月30日

沖縄県告示第408号

次の病院の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	申出の撤回年月日
仲本病院	那覇市古島1丁目22番地の1	医療法人はごろも会	令和5年11月30日

沖縄県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字田名東原2415番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行った者の名称 那覇市
- 2 調査期間 平成28年7月4日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称 那覇市字寄宮、長田一丁目、識名一丁目の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 那覇市識名1丁目、長田1丁目及び字寄宮
- 5 認証年月日 令和5年10月18日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和5年4月14日

- (2) 商号名 長浜圧接
(3) 代表者名 長濱正勝
(4) 所在地 石垣市字新川2224番地36
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13445号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和5年6月14日
(2) 商号名 株式会社新建
(3) 代表者名 新崎武範
(4) 所在地 那覇市具志3丁目4番20号2F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第4556号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年6月14日
(2) 商号名 株式会社セーク
(3) 代表者名 石川秀志
(4) 所在地 うるま市石川一丁目26番36号シャトレマリン301号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第12887号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年6月16日
(2) 商号名 有限会社ダイキ産業
(3) 代表者名 金城純子
(4) 所在地 名護市字屋我33番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第1293号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年6月16日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年6月20日
(2) 商号名 黒石鉄筋
(3) 代表者名 横田末美
(4) 所在地 那覇市小禄4丁目7番地23
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第11919号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年6月22日
(2) 商号名 株式会社鋼築工業
(3) 代表者名 玉城俊一
(4) 所在地 西原町字小那覇1491番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第10721号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年6月28日
(2) 商号名 total reform琉創

- (3) 代表者名 長浜真則
 - (4) 所在地 読谷村字座喜味529番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13539号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年7月14日
- (2) 商号名 興和設備
 - (3) 代表者名 伊波毅
 - (4) 所在地 北谷町字吉原29番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第9657号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年6月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 主要地方道南風原知念線(高規格道路 南部東道路)整備事業
 - (2) 種類 一般国道等の新設の事業
 - (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長7,400メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 令和4年4月20日から令和5年3月24日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - イ 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2
 - ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地
 - エ 南城市土木建築部都市整備課 南城市佐敷字新里1870番地
 - (2) 期間 令和5年11月28日から同年12月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
- (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地2 電話番号098-944-5155

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月8日 沖縄県指令土第471号、令和3年9月13日 沖縄県

- 指令土第625号(変更)、令和4年3月18日 沖縄県指令土第269号(変更)、令和5年10月25日 沖縄県指令土第720号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市宇新川舟蔵2485番3ほか18筆
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号 京阪電鉄不動産株式会社 代表取締役 道本能久、静岡県浜松市中区板屋町111番地の2 セキスイハイム東海株式会社 代表取締役 小林昭次
 - 5 検査済証番号 令和5年11月1日 第4904号
 - 6 工事完了年月日 令和5年10月30日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月28日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第14号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第4項、第4条第4項及び第5条第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年11月28日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の4及び第28条の5」を「第22条の4」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年11月28日から施行する。

人事委員会事項

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月28日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第15号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第3号中「昭和40年国家公安委員会規則第3号）第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改め、同条第2項中「第1号」の次に「及び第3号」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第33条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（身辺警護等作業手当の内払）

- 2 改正後の規則第33条の規定を適用する場合においては、改正前の特殊勤務手当に関する規則第33条の規定により支給された身辺警護等作業手当は、改正後の規則第33条の規定による身辺警護等作業手当の内払とみなす。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
--	---